

栃木県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員、栃木県吹奏楽連盟と称する。
- 第2条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員、東関東吹奏楽連盟に所属する。
- 第3条 本連盟の事務局を宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2Fに置く。

第2章 組 織

- 第4条 本連盟は、県北、県央、県南の3地区をもって組織する。
- 2 各地区は以下の6支部をもって組織する。
- 県北地区……塩那支部 上都賀支部
- 県央地区……宇河支部
- 県南地区……芳賀・真岡支部 下都賀支部 佐野・足利支部

第3章 目的及び事業

- 第5条 本連盟は県下吹奏楽団の交流を通じ、吹奏楽の普及と向上をはかる。
- 第6条 本連盟は前条の目的を達成するため、本部機関との連絡をもとに次の事業を行う。
- (1) 吹奏楽に関する講習会・研修会等の開催
 - (2) 吹奏楽育成に関する事業及び指導者の紹介
 - (3) 演奏会・演奏旅行・吹奏楽祭・吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル・アンサンブルコンテスト・マーチングコンテストの開催及び援助
 - (4) 吹奏楽器・楽譜の紹介等
 - (5) 諸表彰に関すること
 - (6) その他規約の範囲において適当と認めた事業

第4章 会員の登録・機関

- 第7条 本連盟の会員とは、吹奏楽団を1正会員とし、個人会員は準会員、その他の会員は賛助会員とする。会員の登録及び資格に関する規定は別に定める。
- 1 同一経営の団体であっても、学校長が異なる団体においては、別の団体として登録しなければならない。
 - 2 一般団体の所属支部は、その年度における団体の所在地を基準とする。

ただし、団体所在地が不定の場合は、代表者の居住地とする。また、年度途中での変更は認めない。

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 事務局
- (2) 専門部
 - ① コンクール部
 - ② アンサンブルコンテスト部（アンコン部と略することができる）
 - ③ マーチングコンテスト部（マーチング部と略することができる）
 - ④ 研修部
 - ⑤ 広報部

第5章 役 員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 理事長 | 1 名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 地区部会長 | 各地区 1 名（副理事長兼任） |
| (4) 支部長 | 各支部 1 名 |
| (5) 専門部長 | 各専門部 1 名（副理事長兼任） |
| (6) 理 事 | 若干名 |
| (7) 事務局長 | 1 名 |
| (8) 事務局次長 | 若干名 |
| (9) 会 計 | 3 名 |
| (10) 監 事 | 2 名 |

尚、(4)については副支部長を 2 名、(5)については副部長を 1 名置くことができる。

第10条 本連盟の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 理事長はこの連盟の会務を統轄する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐する。
- (3) 常任理事及び事務局長は常任理事会を組織し、この連盟の運営を審議し、会務を遂行する。
- (4) 理事は理事会を組織し、この連盟の運営を審議する。
- (5) 研修部長は会員の研修に関する任に当たる。
- (6) 広報部長はこの連盟の広報に関する任に当たる。
- (7) 地区部会長は、県連盟と連携を保ちつつ、その所属する地区の会務を統括する。

- (8) 支部長は、県連盟及び地区と連携を保ちつつ、その所属する支部の会務を統括する。
- (9) コンクール、アンコン、マーチング部長は、実行委員会を組織し、それぞれの事業について理事会の指示に基づき、事務局と連携を保ちつつ、その企画・運営に当たる。
- (10) 事務局はこの連盟の事業の運営に関する事務を司る。
- (11) 会計は、この連盟及び各事業の会計を司る。
- (12) 監事はこの連盟の会計を監査する。

第11条 本連盟に会長、副会長、顧問を置くことができる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧 問 若干名

第 6 章 役員の選出及び任期

第12条 本連盟の役員の選出に当たっては次のように定める。

- (1) 会長、副会長、顧問は理事会の決議により理事長が推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) この連盟の理事長は以下の条件を全て満たす理事の中から、理事会で互選し、総会の承認を受ける。
 - ① 本連盟の理事の在任期間が3期（6年間）以上である。
 - ② 理事に在籍中の諸会議及び諸行事への出席率が8割以上である。
 - ③ 5名以上の理事の推薦を得ている。
- (3) 副理事長、各専門部長、地区部会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は理事長がこれを指名し、理事会の承認を経て、総会の承認を受ける。
- (4) 支部長は各支部で以下の条件を満たす支部員の中から選出し、総会の承認を受ける。
 - ① 理事会への出席が可能である。（代理人は原則として認めない）
 - ② 連盟主催の諸行事への出席が可能である。
 - ③ 本規約第10条に記す役員の任務を踏まえ、本連盟の運営に協力が可能である。
- (5) 各支部の副支部長は、支部長が指名し、総会の承認を受ける。
- (6) 各専門部の副部長は、各専門部の部長が指名し、理事会の承認を受ける。
- (7) 役員の重任は避けることを原則とする。（ただし、各専門部長、地区部

会長を除く)

第13条 本連盟の役員の任期に当たっては次のように定める。

- (1) 役員の任期は2ヶ年とし、その年の総会から次の改選年の総会までとする。なお、再選は妨げない。ただし、補充により選出された役員の任期は前任役員の任期満了と同時に終わるものとする。
- (2) 理事長の在任期間は最大5期(10年)を原則とする。
- (3) 任期中に、理事長が何らかの理由により、その任を遂行できなくなった場合には、副理事長の中から代行者を互選し、理事長の職務を代行する。ただし、代行者の任期は前任理事長の任期満了と同時に終わるものとする。

第14条 役員の解任

本連盟の役員が以下に記すいずれかの項目に該当する場合は、理事会の決議(過半数の賛成)によりその任を解くことができる。

- (1) 触法行為により、法的機関の処罰を受けたとき。
- (2) 自らの利益を得るために、役員としての職権を利用したと、理事会が判断したとき。
- (3) その年度1年間における本連盟主催の諸会議や諸行事への出席が、極端に少なかったとき。
ただし、理事会においては代理人・委任状を認めない。
- (4) 意図的に著しく本連盟の運営を妨害する行為を行ったと、理事会が判断したとき。

第7章 会 議

第15条 本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会、事務局会とする。

第16条 総会は毎年1回、理事長が招集する。

第17条 理事会は理事をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。

第18条 常任理事会は常任理事及び事務局長をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。ただし、理事長の要請により他の役員を参加させることができる。

第19条 事務局会は事務局長、事務局次長、事務局員、会計をもって組織し、原則として毎月隔週ごとに2回開催する。

また、必要に応じて事務局長が招集する。

第20条 会議の議長は総会にあっては支部長の中から選出し、理事会にあっては、副理事長がこれにあたる。

第21条 会議の定足数及び議決の方法は次の通りとする。

- (1) 総会、理事会はその構成員の半数以上の出席者をもって成立する。ただ

し、総会においては委任状によって予め他に委任する意志を示したものは、出席者とみなす。

- (2) 理事会においては他に委任することを認めない。
- (3) 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、理事長が決する。

第22条 会議のうち総会に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 年間活動方針・計画及び予算に関すること。
- (2) 前年度の事業及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約改正に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第23条 会議のうち理事会に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 総会が承認した活動方針遂行に必要な事項。
- (2) 役員、会員、名誉職に関すること。
- (3) その他必要な事項。

第24条 会議のうち常任理事会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 事業計画及び運営に関すること。
- (2) 会計執行上の問題点に関すること。
- (3) その他必要な事項。

第8章 会計及び会費

第25条 本連盟の運営資金は、事業収入、会費・協賛金、並びに寄付金をもってこれに当てる。

1 本連盟の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員（本連盟の目的及び事業に賛同し、本連盟主催の諸行事に参加する、吹奏楽活動を行う団体）

小学生部門	8,400円
中学生部門	16,400円
高校生部門	18,400円
大学部門	20,400円
職場部門	20,400円
一般部門	20,400円

- (2) 準会員（本連盟の目的及び事業に賛同する個人）

1 名	8,000円
-----	--------

(3) 賛助会員（本連盟の目的および事業に賛同する団体）

1 口 40,000円（複数口申込可）

2 新たに加盟する団体の入会金は10,000円とする。

3 会費は毎年定められた日までに、その年度分を事務局へ納入するものとする。

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

第27条 この規約の実施について必要な事項は別に定める。

第28条 この規約は昭和34年度総会で承認された日から実施する。

第29条 この規約は昭和46年度総会で承認された日から改正実施する。

第30条 この規約は昭和51年度総会で承認された日から改正実施する。

第31条 この規約は昭和54年度総会で承認された日から改正実施する。

第32条 この規約は昭和56年度総会で承認された日から改正実施する。

第33条 この規約は昭和58年度総会で承認された日から改正実施する。

第34条 この規約は昭和60年度総会で承認された日から改正実施する。

第35条 この規約は平成元年度総会で承認された日から改正実施する。

第36条 この規約は平成5年度総会で承認された日から改正実施する。

第37条 この規約は平成8年度総会で承認された日から改正実施する。

第38条 この規約は平成11年度総会で承認された日から改正実施する。

第39条 この規約は平成13年度総会で承認された日から改正実施する。

第40条 この規約は平成14年度総会で承認された日から改正実施する。

第41条 この規約は平成15年度総会で承認された日から改正実施する。

第42条 この規約は平成16年度総会で承認された日から改正実施する。

第43条 この規約は平成17年度総会で承認された日から改正実施する。

第44条 この規約は平成19年度総会で承認された日から改正実施する。

第45条 この規約は平成24年度総会で承認された日から改正実施する。

第46条 この規約は平成26年度総会で承認された日から改正実施する。

第47条 この規約は平成27年度総会で承認された日から改正実施する。

第48条 この規約は平成31年度総会で承認された日から改正実施する。

第49条 この規約は令和3年度総会で承認された日から改正実施する。

加盟団体に関する登録規定

令和5年4月1日

本連盟規約第7条により、栃木県吹奏楽連盟加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

第2条（部 門）

- 1 部門は、小学生、中学生、高校生、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる学校の団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 3 大学部門は、単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし、都道府県を異にする地域に設置された学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの会員連盟に加盟することができる。
- 4 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。

第3条（団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
 - (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学生^{*2}とする。
 - (2) 中学生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学生^{*3}とする。（同一経営の学园内または同一団体内の小学生は認める。）
 - (3) 高校生部門 同一高等学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している高校生^{*4}とする。（同一経営の学园内または同一団体内の小学生・中学生は認める。）
 - (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。
 - (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
 - (6) 一般部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。

※同一学校とは学校長が同一の学校とする。

- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各事業への参加については、実施規定の定めるところによる。
- 3 小学生の部、中学生の部、高校生の部における、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体とは以下の①、②の2種類を指す。
 - ① 「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」
部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない小学校、中学校、高等学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。
 - ② 「地域バンド等」
任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生、高校生で構成された団体。^{※1}
- ③ 校内外で活動する単独校とは従来通り登録している単独の学校を指すのではなく、吹奏楽部のない学校に在籍する生徒や、吹奏楽部があっても入部していない生徒によって構成される団体等を指す。これらは本項「②」に該当する。
- 4 その他、本条第3項①、②に該当しない団体の加盟登録については、理事会でこれを検討し、可否を決定する。

※1 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。

- ・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合。
→ 中学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。
→ 高校生部門への加盟登録も必要。

※2 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※3 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※4 高校生

学校教育法に定める高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程（3年間）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

第4条（加盟の手続）

- 1 加盟団体は、栃木県吹奏楽連盟に所属するものとする。
- 2 加盟団体は、全日吹連定款、支部連盟規約、会員連盟規約及びその他の施行細

則のすべてを承認するものとする。

- 3 新規に加盟しようとするときは、次の各号をそろえて栃木県吹奏楽連盟事務局に申請するものとする。
 - (1) 加盟申込書（栃木県吹奏楽連盟の所定書式による）
 - (2) 栃木県吹奏楽連盟が請求する書類
 - (3) 入会金・会費等

第5条（義 務）

- 1 加盟団体は、栃木県吹奏楽連盟が定める期日までに会費を納入すること。
- 2 登録事項に変更があった場合には、1か月以内に書面で事務局に届け出ること。
- 3 総会など、会議に出席するとともに、栃木県吹奏楽連盟が主催する行事に参加・協力すること。

第6条（退 会 ・ 除 名）

- 1 加盟団体は、次の各項により退会するか除名されない限り、継続して登録となる。
- 2 退会しようとする団体は、その理由を付し、書面で退会届を提出するものとする。
- 3 会費を1年以上滞納した場合には、任意に退会したものとする。
- 4 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。
 - (1) 加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (3) 団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
- 5 既納の会費は、如何なる事由があっても返還しない。
- 6 任意に退会した団体は、1年以内に再加盟することはできない。また、除名された団体は、3年以上を経たのち、理事会の承認を得て再加盟することができる。

第7条（付 則）

- 1 この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規定は、平成27年4月27日より施行する。
- 3 この規定は、令和5年4月1日より施行する。

栃木県吹奏楽連盟 表彰規定

1 連盟会員の内、下記に該当する者を表彰する。

(1) 全国表彰

- ① 全日本吹奏楽連盟主催の各種大会に、3年連続出場した団体。
- ② 全日本吹奏楽連盟主催の各種大会で、金賞を受賞した団体。
- ③ 上記①②の団体の指導者。

(2) 東日本表彰

- ① 東日本学校吹奏楽大会に、3年連続出場した団体。
- ② 東日本学校吹奏楽大会で、金賞を受賞した団体。
- ③ 上記①②の団体の指導者。

2 賞の内容については、以下の通りとする。

- (1) 団体へは表彰状とトロフィーを贈呈する。
- (2) 指導者へは表彰状とカップを贈呈する。

3 表彰は翌年の総会の席上、行う。

4 出場祝金

全日本吹奏楽連盟主催の各種大会並びに東日本学校吹奏楽大会に出場する団体へ祝金を贈呈する。祝金の金額は、理事会において決定する。

5 付記 平成11年5月7日実施 平成18年4月29日実施

令和6年度 各種大会成績

○第66回 栃木県吹奏楽コンクール（宇都宮市文化会館）

◇小学生の部 8月11日(日)

学 校 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
高根沢町立阿久津小学校	金	○	矢板市立矢板小学校	金	○
栃木市立栃木第三小学校	金	○	茂木町立茂木小学校	金	○

◇中学生の部 A部門 8月12日（月・振休）

学 校 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
宇都宮市立豊郷中学校	金		小山市立小山第三中学校	金	○
高根沢町立阿久津中学校	金	○	栃木市立東陽中学校	金	○
宇都宮市立陽南中学校	金	○			

◇中学生の部 B部門

第1組 7月29日(月)			第2組 7月30日(火)		
学 校 名	賞	代表選考会	学 校 名	賞	代表選考会
栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	金	○	宇都宮市立横川中学校	金	○
野木町立野木中学校	金		益子町立益子中学校	金	
宇都宮市立国本中学校	金		宇都宮市立陽北中学校	金	○
宇都宮市立一条中学校	金	○	小山市立豊田中学校	金	○
真岡市立真岡西中学校	金		宇都宮市立宝木中学校	金	○
栃木市立大平中学校	金		下野市立石橋中学校	金	○
真岡市立真岡東中学校	金	○	小山市立桑中学校	金	
幸福の科学学園中学校	金	○	宇都宮市立田原中学校	金	
真岡市立真岡中学校	金	○	宇都宮大学共同教育学部附属中学校	金	○
宇都宮市立雀宮中学校	金	○	宇都宮市立陽東中学校	金	○
宇都宮市立陽西中学校	金	○	宇都宮市立河内中学校	金	○
茂木町立茂木中学校	金	○	那須塩原市立黒磯中学校	金	
			代表選考会 8月10日(土)		
			学 校 名	県代表	
			茂木町立茂木中学校	○	
			宇都宮市立河内中学校	○	
			真岡市立真岡中学校	○	
			宇都宮市立一条中学校	○	
			真岡市立真岡東中学校	○	

◇高校生の部 A部門 8月10日(土)

学 校 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
作新学院高等学校	金	○	栃木県立宇都宮中央高等学校	銀	○
宇都宮短期大学附属高等学校	金	○	栃木県立石橋高等学校	銀	○

◇高校生の部 B部門 7月31日(水)

学 校 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
栃木県立小山西高等学校	金		足利大学附属高等学校	金	
栃木県立宇都宮南高等学校	金	○	栃木県立宇都宮北高等学校	金	
栃木県立小山西高等学校	金		栃木県立宇都宮東高等学校	金	○
栃木県立小山城南高等学校	金		幸福の科学学園高等学校	金	○
栃木県立真岡女子高等学校	金	○	栃木県立大田原高等学校	金	
栃木県立真岡高等学校	金	○			

◇高校生の部 C部門 8月11日(日)

学 校 名	賞
栃木県立宇都宮中央高等学校	金
栃木県立宇都宮北高等学校	金

◇高校生の部 D部門 8月11日(日)

学 校 名	賞
作新学院高等学校	金

◇大学の部 8月11日(日)

学 校 名	賞	県代表
白鷺大学ウインドオーケストラ部	金	○

◇職場・一般の部 8月11日(日)

団 体 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
矢板ウインドオーケストラ	金	○	ゼーレンフォルクスオルケスタ	金	○
真岡ウインドオーケストラ	金	○			

○第37回 栃木県マーチングコンテスト 8月22日(木)

第23回 栃木県小学生バンドフェスティバル (栃木県立県南体育館)

◇第23回 栃木県小学生バンドフェスティバル

学 校 名	賞	県代表
益子町立益子小学校・真岡市立大内東小学校	金	○

◇第37回栃木県マーチングコンテスト B部門

学 校 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
栃木県立小山城南高等学校	銀	○	栃木県立宇都宮南高等学校	金	○
作新学院高等学校	金	○			

◇第37回栃木県マーチングコンテスト A部門

学 校 名	賞	県代表	学 校 名	賞	県代表
壬生町立壬生中学校	金	○	壬生町立南犬飼中学校	金	○

○第56回 栃木県アンサンブルコンテスト (栃木県総合文化センター)

12月22日(土)・26日(木)

◇小学生部門

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
高根沢町立阿久津小学校	金管8重奏	金	○	宇都宮市立宮の原小学校	金管6重奏	金	○
宇都宮市立田原小学校	打楽器3重奏	金	○	真岡キッズハーモニー	管楽8重奏	金	○
宇都宮市立田原小学校	打楽器7重奏	金	○				

◇中学生部門

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
宇都宮市立古里中学校	打楽器3重奏	金	○	宇都宮大学共同教育学部附属中学校	打楽器3重奏	金	○
高根沢町立阿久津中学校	クラリネット5重奏	金		茂木町立茂木中学校	木管3重奏	金	
真岡市立真岡東中学校	管楽6重奏	金		宇都宮市立陽南中学校	木管8重奏	金	
益子町立益子中学校	打楽器3重奏	金		高根沢町立阿久津中学校	打楽器3重奏	金	○
高根沢町立阿久津中学校	金管8重奏	金	○	幸福の科学学園中学校	木管7重奏	金	○
真岡市立真岡中学校	フルート3重奏	金		宇都宮市立宮の原中学校	サクソフォン4重奏	金	○
宇都宮市立河内中学校	クラリネット4重奏	金	○				

◇高等学校部門

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
作新学院高等学校	木管 8 重奏	金	○	作新学院高等学校	サクソフォン 4 重奏	金	○
栃木県立真岡高等学校	木管 8 重奏	金	○	栃木県立宇都宮中央高等学校	クラリネット 5 重奏	金	
栃木県立宇都宮東高等学校・附属中学校	クラリネット 5 重奏	金	○	栃木県立真岡高等学校	金管 7 重奏	金	○
栃木県立宇都宮北高等学校	金管 6 重奏	金		幸福の科学学園高等学校	打楽器 3 重奏	金	○
栃木県立真岡高等学校	打楽器 4 重奏	金		栃木県立宇都宮中央高等学校	サクソフォン 4 重奏	金	○

◇大学部門

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
白鷗大学windオーケストラ部	サクソフォン 6 重奏	銀	○	白鷗大学windオーケストラ部	金管 8 重奏	銀	○

◇職場・一般部門

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
真岡windオーケストラ	クラリネット 5 重奏	金	○	真岡windオーケストラ	フルート 3 重奏	金	○
作新楽音会	クラリネット 5 重奏	金	○	ゼーレンフォルクスオルケスタ	クラリネット 4 重奏	金	○
ユネヴァレ・アンヌルス	サクソフォン 4 重奏	金	○	ゼーレンフォルクスオルケスタ	金管 8 重奏	金	○

2025年度(令和7年度) 栃木県吹奏楽連盟行事予定表(案)																																						
4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
1	火		1	木		1	日		1	火		1	金	事	1	月		1	水		1	土		1	月		1	木		1	日		1	日				
2	水		2	金		2	月		2	水		2	土		2	火		2	木	事	2	日	文化の日	2	火		2	金		2	月		2	月				
3	木	事	3	土	東関東総会 憲法記念日	3	火		3	木	事	3	日		3	水		3	金		3	月	振替休日	3	水		3	土		3	火		3	火				
4	金		4	日	スプリングの日	4	水		4	金	代表者打合せ 15:30～	4	月		4	木	事	4	土		4	火		4	木		4	日		4	水		4	水				
5	土		5	月	スプリングの日	5	木		5	土		5	火		5	金		5	日	東関東MC小研 (ひたちなか)	5	水		5	金		5	月		5	木	事	5	木				
6	日		6	火	振替休日	6	金		6	日		6	水	県MC小研 の事	6	土	東関東 高A (川崎)	6	月		6	木	東北、関東地区 アソビ練習の事	6	土	地区アソビ (県民、県民、県民)	6	火		6	金		6	金				
7	月		7	水		7	土		7	月		7	木	準備	7	日	東関東 中A (川崎)	7	火		7	金	理事会 支部長会	7	日	〃 (県民、県民、県民)	7	水		7	土		7	土				
8	火		8	木		8	日		8	火		8	金		8	月		8	水		8	土	東関東 支部長会	8	月		8	木		8	日		8	日				
9	水	会計監査	9	金		9	月		9	水		9	土		9	火		9	木	事	9	日		9	火		9	金		9	月		9	月				
10	木	事	10	土		10	火		10	木	事	10	日		10	水		10	金		10	月		10	水		10	土		10	火		10	火				
11	金		11	日		11	水		11	金		11	月	山の日	11	土	東日本大会 (山形)	11	土		11	火		11	木	県アソビ (中、高)の事	11	日		11	水	建国記念日	11	水				
12	土		12	月		12	木		12	土	東京夜成 コンサート	12	火		12	金	準備	12	日		12	水		12	金		12	月	成人の日	12	木	事	12	木				
13	日		13	火		13	金		13	日		13	水		13	土	東関東 高B (宇都宮)	13	月	スポンサーの日	13	木		13	土	理事会	13	火		13	金		13	金				
14	月		14	水		14	土		14	月		14	木	事	14	日	東関東 小中高生 (宇都宮)	14	火		14	金		14	日		14	水		14	土	理事会	14	土				
15	火		15	木		15	日	〃	15	火		15	金		15	月		15	水		15	土	全国大会 (大阪)	15	月		15	木	事	15	日		15	日				
16	水		16	金		16	月		16	水		16	土		16	火		16	木	事	16	日		16	火		16	金		16	月		16	月				
17	木	事	17	土		17	火		17	木	事	17	日	常任理事会	17	水		17	金	準備	17	月		17	水		17	土	常任理事会	17	火		17	火				
18	金		18	日		18	水		18	金		18	月		18	土		18	土	全日本吹奏楽連盟 世界校(宇都宮)	18	火		18	木	事	18	日		18	水		18	水				
19	土		19	月		19	木		19	土		19	火		19	金		19	日	高松(宇都宮)	19	水		19	金		19	月		19	木		19	木				
20	日		20	火		20	金		20	日		20	水		20	土	東関東 中B (水戸)	20	月		20	木		20	土		20	火		20	金		20	金	春分の日 全日本アソビ (広島)			
21	月		21	水		21	土		21	月	海の日	21	木	事	21	日	東関東 大旗一 (水戸)	21	火		21	金		21	日		21	水		21	土	県民吹奏楽連盟創立 50周年記念式典	21	土				
22	火		22	木		22	日		22	火		22	金		22	月		22	水		22	土		22	月		22	木		22	日	〃	22	日				
23	水		23	金	全日本吹奏楽 大会(札幌)	23	月		23	水		23	土		23	火	秋分の日	23	木		23	日	秋分感謝の日	23	火		23	金		23	土	天皇誕生日	23	月		23	月	
24	木	事	24	土		24	火		24	木	事	24	日		24	水		24	金		24	月	振替休日	24	水	事	24	土	東関東アソビ (千葉市)	24	火		24	火		24	火	
25	金		25	日		25	水		25	金		25	月		25	土	全日本吹奏楽 大会(伊予、大分、徳島)	25	土		25	火		25	木	準備	25	日	東関東アソビ (千葉市)	25	水		25	水		25	水	
26	土		26	月		26	木	アソビ の事	26	土		26	火		26	金		26	日		26	月		26	金		26	土		26	木		26	木	事	26	木	
27	日		27	火		27	金		27	日		27	水		27	土		27	日		27	月	県アソビ (小、大、中、高)の事	27	土		27	火		27	金		27	金		27	金	
28	月		28	水		28	土		28	月	準備	28	木	県MC小研 (県民吹奏楽)	28	日		28	火		28	金		28	日		28	水		28	土		28	土		28	土	
29	火	県総会 昭和の日	29	木	事	29	日		29	火		29	金		29	月		29	水		29	土		29	木		29	日		29	火		29	日		29	日	
30	水		30	金		30	月		30	水	県コンクール (中B2)	30	土		30	火		30	木	県南地区 アソビ練習	30	日		30	火		30	金		30	土		30	月		30	月	
													31	日	実行委員会 (東関東地区MC)				31	金								31	土						31	火		

※状況により変更になる場合があります。 4月12日現在